

○他の道府県の条例における基本理念・原則のうち、障害者基本法の理念と異なる観点のもの

資料3-1

	項目	条文の例	規定する他の道府県	検討
1	相互連携	<p>行政機関、学校、地域社会、県民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。</p> <p>障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。</p>	<p>北海道、栃木県、愛知県、京都府、香川県</p> <p>千葉県、熊本県、沖縄県</p>	<p>正副委員長案では、「市町等との連携協力」を別途規定</p>
2	差別解消、権利の尊重等	<p>障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。</p>	<p>北海道</p>	<p>抽象的であるため、この項目のみを規定する意義は乏しい。</p>
3	施策の有機的連携	<p>保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。</p> <p>障がいのある人の自立及び社会参加の促進は、就労支援、雇用促進、スポーツ及び文化芸術の振興その他の障がいのある人の福祉の向上に関する施策との有機的な連携が図られること。</p>	<p>北海道</p> <p>徳島県</p>	<p>正副委員長案では、「施策の基本方針」において同趣旨を規定</p>
4	差別の原因を踏まえた対応（障がい等の理解を深めること）	<p>障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。</p> <p>障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなくすべての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。</p> <p>差別を解消するための取組は、誰もが障害を有することとなる可能性があること及び障害は障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障害のある人と障害のない人が共に学び合い協力していくことを旨として行われなければならない。</p>	<p>岩手県、栃木県、千葉県、香川県</p> <p>富山県、愛知県</p> <p>茨城県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県</p>	<p>正副委員長案の参考にした。</p>

○他の道府県の条例における基本理念・原則のうち、障害者基本法の理念と異なる観点のもの

資料3-1

	項目	条文の例	規定する他の道府県	検討
4	差別の原因を踏まえた対応 (障がい等の理解を深めること)	<p>障害のある人となない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。</p> <p>啓発活動の実施に当たっては、障害及び障害者に対する理解を深めることが障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組であることを旨として行わなければならない。</p>	奈良県 大阪府	正副委員長案の参考にした。
5	差別解消の推進に関する基本姿勢	<p>差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一時的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。</p> <p>障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと。</p> <p>障害を理由とする差別の解消は、全ての府民が共に社会の一員として解決すべき社会全体の課題であるとの認識の下、行わなければならない。</p> <p>障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、策定され、及び実施されること。</p>	茨城県、愛媛県、長崎県 福岡県 大阪府 大分県	<p>正副委員長案では、対応するものがないため、取り入れることも可能</p> <p>正副委員長案では、「障がい等への理解を深めること」を規定</p> <p>正副委員長案では、同趣旨（「社会モデル」に沿って差別解消の取組を進めるべき旨）を規定する。</p> <p>「複合的な要因による問題への対応」に含めることが可能。</p>
6	社会的障壁の問題に対する認識	<p>障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての府（県）民の問題として認識され、その理解が深められること。</p> <p>あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと。</p>	埼玉県、山梨県、静岡県、岐阜県、京都府 福岡県	正副委員長案では、「社会モデル」に沿って差別解消の取組を進めるべき旨を規定
7	合理的配慮等の実施	障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること。	福岡県	正副委員長案では、合理的配慮の実施と事前的改善措置を規定するものとしており、更に理念を規定する意義は乏しい。

※条文の例として記載したものは、一例であり、文言に多少の相違がある。

○他の道府県の条例における基本理念・原則のうち、障害者基本法の理念と異なる観点のもの

資料3-1

	項目	条文の例	規定する他の道府県	検討
8	複合的な要因による問題への対応	<p>障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。</p> <p>全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p>	静岡県、香川県 京都府、宮崎県	正副委員長案では、対応するものがないため、取り入れることも可能。ただし、「特に困難な状況」とは何であるかを明確にする必要がある。
9	相談、紛争解決に当たっての基本姿勢	障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に当たっては、相談事案の当事者が互いを理解し合い対等の立場で話し合うことで、当該相談及び紛争の防止又は解決のための手段及び方法を考えることを基本として行わなければならない。	大阪府、香川県、福岡県	相談員や紛争解決に当たる第三者機関の委員の心構えとして規定すれば足りると考えられる。
10	県外から訪れる者への配慮	県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。	岐阜県、香川県	正副委員長案では、移動の円滑化に同趣旨を規定
11	情報のバリアフリー化	情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人とない人の双方が、その利益を享受する主体であることを旨として行うこと。	徳島県	障害者基本法の理念と重なる部分があり、規定すると、その理念との区別が難しいと考えられる。
12	自立・社会参加	<p>全ての障害のある人は、その社会参加を制約している社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮がされることにより、社会の様々な分野に参加し、及び協力することができること。</p> <p>全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。</p>	香川県、長崎県 大分県	
13	格差の是正	道内における地域間の格差の是正を図ること。	北海道	圏域が広大な北海道に特有の課題と考えられる。